　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年１０月２０日

福岡市 特定相談支援事業所　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人福岡市民間障がい施設協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　枡　　田　　充　　生

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　 印　 省　 略）

**令和３年度相談支援部会公開研修会のご案内**

　　　　　計画相談の報酬改定を学び、これからの相談支援の在り方を探る

　　　　　 ～大きく変わった報酬体系を分かりやすく解説し、シミュレーションを発表～

　　　日頃より、民間協（福岡市民間障がい施設協議会）の取組にご理解とご協力をいただきまして

　　誠にありがとうございます。

　　　障がい者総合支援法の中核を成すべき相談支援について、これまでは報酬体系の厳しさにより

　　本来の役割を果たすことが難しい状況だったと言えます。今年の報酬改定は問題解決に向けて、

　　一歩前進と言える内容となっていますので、広く周知を図ることで、相談支援の活性化と施設・

　　在宅サービスとの有機的な連携が一層、図れるように協力していきたいと思います。

　　　今回は、民間協への加盟・未加盟に関わらずお声かけしておりますので、ご都合の限りご出席

　　いただきますよう、ご案内申し上げます。

１．日　時　　令和３年１１月２６日（金）１８：００～２０：００

２．場　所　　ふくふくプラザ　６０１研修室

３．内　容　**【テーマ１： 令和３年度報酬改定を分かりやすく解説】**

　　　　　　　　　基本報酬に組み込まれた体制加算とその要件を分析

　　　　　　　　　基本相談を加算の業務で対応する仕組に期待（集中支援加算・新規初回加算等）

　　　　　　　　　事業所間の協働体制で、どのようなことが可能となるのか

**【テーマ２： 自立生活援助サービスは、もはや相談支援か？】**

　　　　　　　　　相談支援から伴走型支援へ　～困難ケースの重層的な支援体系をつくる～

　　　　　　　　　なぜ、自立生活援助は、相談支援専門員が兼務できるのか

　　　　　　　　　自立生活援助のイメージと対象者像を考える～アウトリーチの時代へ～

**【テーマ３：計画相談＋αの経営シミュレーション 】**

　　　　　　　　　機能強化（体制人数）の選択、モニタリング回数による訪問件数と報酬額

　　　　　　　　　体制加算や各種加算への対応、地域定着・自立生活援助の兼務による報酬

　　　　　　　　　相談支援専門員の「働き方」「業務スケジュール」を創造することの重要性

　　　　　　　　　総合支援法の中核機関として、相談支援の役割を再認識

　　４．講　師　　福岡市民間障がい施設協議会 相談支援部会長　末松忠弘

　　　　　　　　　　　　　　　　　（社会福祉法人明日へ向かって 理事長）

　　　〔申し込み先〕ワークショップたちばな　（担当　三苫）

　　　　福岡市東区青葉2-11-9　tel:663-2833　fax:663-2834 mail:info@swca.or.jp